

7-2-15 残土

1. 工事の実施に伴う残土の影響

(1) 予測

① 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域とした。

② 予測対象時期

予測対象時期は、工事開始から工事終了までの全期間とした。

③ 予測手法

ア. 予測項目

建設工事に伴い発生する土砂等（発生土）のうち、区域外に搬出する土砂等（残土）の量とした。また、処分が必要となった残土の適正処理の方法を検討した。

イ. 予測方法

工事計画に基づいて発生土の量及び残土の量を予測した。

④ 予測結果

工事に伴う残土の量は、表 7-2-15.1 に示すとおりである。

新施設建設のためのピット等の掘削により発生する土量は 34,800m³、埋戻し土量は 15,000m³であることから、残土量は 19,800m³と予測される。ただし、対象事業実施区域の一部の区画においては汚染土壌の存在が確認されており、掘削土の一部は場外搬出する可能性があるが、現時点では場外搬出の有無及び量は未定である。

なお、残土量の抑制を図るため、高規格堤防造成工事による盛土整備は新施設の配置状況を考慮して適切な範囲で実施する方針である。

表 7-2-15.1 工事の実施による残土量予測結果

		単位：m ³
項目		土量
発生土 (掘削土量)	ピット等地下構造物設置のための掘削	25,000
	杭部分の掘削	9,800
	合計	34,800
埋戻し土量※	対象事業実施区域の整地のための盛土等	15,000
残土量		19,800

※ 高規格堤防盛土量は埋戻し土量に含めていない。

(2) 評価

① 評価の手法

環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討等を通じて、事業者により実行可能な範囲内で、対象事業に係る残土の搬出量ができる限り抑制されているかについて評価した。

② 評価の結果

工事の実施にあたっては、環境保全措置の検討の結果、実行可能なより良い技術等として、

- ・発生土は、埋戻しなどにより、できる限り再利用する。
- ・汚染土壌を場外搬出する場合、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出の届出等の必要な手続きを実施する。
- ・汚染土壌の処分先は、土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可業者とする。

を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で工事の実施による残土の搬出量ができる限り抑制され、また残土を搬出する場合においても適正に処分されるものと評価する。